

令和3年第2回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和3年2月25日							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和3年2月25日 午後3時02分							
閉 会	令和3年2月25日 午後3時40分							
議 長	渡邊 清彦							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	金子 一男	出席		大塚 明夫	欠席	荒川 功	欠席
	2	渡邊 秋夫	出席		岩崎 新一	欠席	栗原 弘喜	欠席
	3	島田 眞佐雄	出席		長島 依子	欠席	細野 清	欠席
	4	中島 栄司	出席		中根 新一	欠席	新井 浩一	欠席
	5	藤井 廣一	出席		河野 勇	欠席	大賀 文吉	欠席
	6	武井 正光	出席		矢部 英利	欠席	金子 俊昭	欠席
	7	島田 豊	出席		加藤 勇	欠席	飯野 義男	欠席
	8	加藤 豊	出席		塚越 秀夫	欠席	伊藤 清	欠席
	9	酒卷 貞夫	出席		武井 正夫	欠席	三ツ木 宏之	欠席
	10	渡邊 清彦	出席		卯月 良治	欠席		
	11	小林 町子	出席		金子 善行	欠席		
	12	薊 勇	出席		新井 憲一	欠席		
13	川邊 晃	出席	新井 清作	欠席				
議事録署名人		金子 一男 ・ 藤井 廣一						
議事参与		堀越 延年 ・ 野本 佳永 ・ 榎 友美						
書 記								

会議事件名

- 議案第5号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第6号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第8号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について

顛末

開会 午後 3時 2分

【会長代理】 これより、令和3年第2回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 議案書の訂正が2カ所あります。
まず、議案書1ページ 議案第5号 農地法第3条の規定に関する件の件数について、「地上権の設定 1件」とありますが、正しくは「所有権の移転 1件」となります。
次に、議案書2ページ 議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願で、番号「1」とありますが、正しくは番号「2」となりますので、訂正をお願いします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号1番 金子 一男 委員・番号5番 藤井 廣一 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第5号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第5号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 1件 8筆

番号2

受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人も含めた世帯員の農作業従事日数は310日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は521.89アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自

	宅から申請地までは約300メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。									
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。									
【酒巻貞夫 農業委員】	番号2について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っており、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。									
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。									
【一同】	(質問無し)									
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。									
【一同】	(全員挙手)									
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第5号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第6号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。									
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第6号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <table> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> </tr> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>1件</td> <td>5筆</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>4件</td> <td>6筆</td> </tr> </table> <p>番号7</p> <p>受人は、現在市内で花卉栽培を中心とした経営を行っております。事業拡大に伴い既存の従業員駐車場が手狭となり、また、同じ敷地で搬出作業を行っている</p>	所有権の移転	1件	1筆	賃借権の設定	1件	5筆	使用貸借権の設定	4件	6筆
所有権の移転	1件	1筆								
賃借権の設定	1件	5筆								
使用貸借権の設定	4件	6筆								

	<p>ことによる安全面と作業効率の課題を解決するため、新しい駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【川邊 晃 農業委員】	<p>番号7について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するということですが、隣接農地との境界には既存のコンクリートブロックがあります。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障のおそれがなく問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号8について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号8 受人は、現在市内で産業廃棄物処理業を営んでいます。申請地の北側の宅地を受人が令和2年6月に購入し、事務所、資材置場及び従業員の駐車場として使用していますが、この宅地に接している法定外道路の幅員が狭く駐車場等への出入りに支障をきたしています。そのため、現在、申請地を含む市道から宅地へ続く畑3筆を、進入路を含む駐車場とするために農用地除外を申出中ですが、農用地除外申出の手続きは約8カ月と長期間となるため、その間、申請地を進入路の一時転用として申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>

【藤井廣一 農業委員】	<p>番号8について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかし、今回の申請は進入路としての一時転用で「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用区域内農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。進入路として一時転用するということが、申請地には砂利を敷きます。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障のおそれがなく問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号9について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号9 受人は、現在市外のアパートに夫婦2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号9について調査してまいりました。 申請地は農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処</p>

	理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障のおそれがなく問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号10について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号10 受人は、現在市内の実家で暮らしています。国土交通省が施行する一般国道17号(上尾道路Ⅱ期)改築工事に伴い、現在の住宅敷地が収用されることになり、代替地として移転先を探していたところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	番号10について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、隣接農地との境界には土留めコンクリート及び溝を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路内排水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障のおそれがなく問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の

	ある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号11について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号11 受人は、現在市内で食品加工業を営んでいます。国土交通省が施行する一般国道17号(上尾道路Ⅱ期)改築工事に伴い、代表取締役の父が所有する現在の工場敷地が半分以上収用されることになり、現在代替地について農用地除外を申出中ですが、農用地除外申出の手続きは約8カ月と長期間となるため、その間、申請地を従業員の駐車場及び資材置場の一時転用として申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	番号11について調査してまいりました。申請地は、議案書上段の1,217㎡については「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。また、議案書下段の334㎡については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、今回の申請は駐車場及び資材置場としての一時転用で「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。 2筆共に、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められ、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障のおそれがなく問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の

	ある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号12について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号12 受人は、石油や天然ガス等の鉱物資源の調査開発及び生産を行う会社のパイプラインの維持・管理、運用を行っています。今回申請地に埋設されている天然ガス導管の健全性調査を行うことになり、掘削を行うため一時転用するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【中島栄司 農業委員】	番号12について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地(原則不許可農地)に該当します。しかし、今回の申請はガス管の検査としての一時転用で「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用区域内農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。ガス管の検査として一時転用を行うということですが、シート及び鉄板を敷いて資材等の搬出入や掘削作業を行います。工事期間は2ヵ月間とのことで、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められ、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障のおそれがなく問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻貞夫 農業委員】	ガス管の検査の頻度はどのくらいですか。また、地上からセンサーの音等で判断できるのではないのでしょうか。
【中島栄司 農業委員】	以前同じような工事があり、1ヵ月程土地を貸すことになりましたが実際の工事期間は短かったことがあります。

【事務局】	<p>転用申請につきましては、2～3年に1回程度出ています。また、地上から検査をした結果、健全性に懸念が見受けられたため、掘削の上ガス導管の健全性を確認したいと聞いています。</p>
【議長】	<p>ありがとうございます。それでは採決を行います。議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第6号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第7号生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号2について、島田 豊 農業委員より議案説明をお願いいたします。</p>
【島田 豊 農業委員】	<p>議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願 番号2 この件につきまして、令和3年2月18日に事務局とともに調査したところ、番号2について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。</p>
【議長】	<p>ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>それでは採決を行います。議案第7号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第8号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。それでは事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p>

	<p>議案第8号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について</p> <p>賃借権の設定 124件 399筆 323, 788㎡</p> <p>使用貸借権の設定 3件 10筆 9, 233㎡</p> <p>について令和3年2月10日付けで鴻巣市及び鴻巣市農業委員会に申し出がありました。農業委員会での決定後、鴻巣市で鴻巣市農用地利用集積計画の公告を行うことにより、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することとなります。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第8号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第8号について原案のとおり決定いたしました。
【渡邊秋夫 農業委員】	中間管理事業を含む農地の貸し借りについての意見ですが、耕作が難しいなどの出し手はあるが、耕作をしてくれる受け手がないので、受け手をつくる方法を考えないといけないと思います。また、農林公社、生産法人及び法人組合などを育てる方法も考えないといけないと思います。何かそういった方法はないのでしょうか。
【事務局】	ありがとうございます。中間管理事業については担い手を育てることに適していると思われま。理由としては、賃料の管理を農地中間管理機構が行ってくれること、耕作の受け手が変わるときに出し手の同意が不要なため、農地の集約化がしやすいことなどが挙げられます。皆さんからいただいたご意見につきましては、事務局からも国等へ提出していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。
【議長】	続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。

	<p>令和3年1月13日～令和3年2月10日受付分 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出 2件 3筆 2,282㎡</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出 所有権の移転 16件 20筆 7,578.33㎡ 使用貸借権の設定 1件 3筆 123.75㎡ 合計届出件数 19件 26筆 9,984.08㎡</p> <p>これらは、全て会長専決でございます。 続いて、その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員の方から何かありますか。</p> <p>【一同】 (特になし)</p> <p>【議長】 最後に事務局から何かありますか。</p> <p>【事務局】 ・次回の定例会が第2回鴻巣市農業振興地域整備促進審議会の後の開催になる</p> <p>【会長代理】 これをもちまして、令和3年第2回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和3年3月26日(金)午後3時00分より、場所は川里農業研修センター集会室にて開催します。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 3時40分</p>
--	--